平成２８年（フ）第５１７７号
東京都八王子市鑓水２丁目78―１―307
破産者　榎本　文紀
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１９６号
東京都港区高輪１丁目16―11　ブリッス高輪
破産者　吉川　栄作
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４６号
東京都中央区京橋３－６－４　美々卯京橋店６階社員寮内、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10―２―211
破産者　中島　義行
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３６８号
東京都葛飾区西亀有４丁目24―２―301
破産者　三田　純平
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７９号
東京都葛飾区高砂３丁目23―12
破産者　戸田　　悟
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４４５号
東京都江戸川区鹿骨３丁目20―３　東京東病院、住民票上の住所東京都江戸川区南篠崎町３丁目24―10―305
破産者　大村　賢治
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４５１号
東京都新宿区上落合２丁目１－２－303
破産者　鈴木　廣明
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８９号
仙台市若林区卸町東４丁目３番15号　ポートビル３階
破産者　株式会社小河原組
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
仙台市宮城野区新田３丁目23番74号
破産者　有限会社宮城野交通
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
宮城県登米市東和町米谷字細野59番地
破産者　株式会社泉ハイパーツ
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第５８０号
埼玉県志木市幸町４丁目17番２号
破産者　株式会社ルクシオンサイエンス
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３０号
さいたま市大宮区大成町３丁目537番地１
破産者　有限会社とまとコーポレーション
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
茨城県つくば市西栗山119番地13（みどりのＡ95街区５）リノ・ヴィラージュＣ棟202号、開始決定時の住所千葉県野田市山崎貝塚町１番地の15　はなみずき101
破産者　花形　伸二
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目13番地の16
破産者　常廣　耕三
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１号
千葉県柏市西山２丁目25番13号
破産者　栗山　　浩
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７６号
千葉県松戸市稔台１丁目11番４号
破産者　株式会社ＳＰＩＲＡ１
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７７号
千葉県船橋市大穴北４丁目19番17号
破産者　伊藤　克行
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３４号
千葉県野田市山崎2247番地の11　フラワーハイツなかむら105号室、開始決定時の住所千葉県野田市山崎2267番地の30
破産者　関川　大輔
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２４号
神奈川県小田原市本町２丁目10番22号
破産者　ワールド食通サービス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０３号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目７番27号
破産者　有限会社ブックランド
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７７１号
大阪市中央区南本町３－３―23　インペリアル船場４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地兵庫県伊丹市御願塚２丁目３番17号
破産者　株式会社アール・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部